



熊本県公報

第 1 1 7 8 6 号
平成 21 年 3 月 6 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (//) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 道路の供用開始…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3

公 告

- 提案公募方式での業務委託受託者選定…………… (労働雇用総室) 4
- 都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公
告…………… (建築課) 5
- 国土調査成果の認証…………… (農村整備課) 5
- 都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公
告…………… (建築課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 5

登 載 依 頼

- 熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程…………… (選挙管理委員会) 6
- 文化財の指定解除…………… (文化課) 8

告 示

熊本県告示第 1 7 3 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
平成 2 1 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
第二城南学園多機能型事業所 下益城郡城南町藤山 1 2 6 3	社会福祉法人 慶信会 下益城郡城南町藤山 1 2 7 6 番地 2 甲斐 孝子	平成 2 1 年 4 月 1 日	4311520086	生活介護
				自立訓練（生活訓練）
				就労移行支援
				就労継続支援 B 型

熊本県告示第 1 7 4 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類

第二明星学園グループホーム・ケアホーム事業所 上益城郡御船町大字小坂字下原 2 1 4 0 番地の 1	社会福祉法人 御陽会 上益城郡御船町大字小坂字下原 2 1 4 0 番地の 1 武元 典次郎	平成 2 1 年 3 月 1 日	4321440101	共同生活介護 共同生活援助
--	--	------------------	------------	------------------

熊本県告示第 1 7 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	菊池市旭志弁利字中須 1 4 0 8 番 1 地先から 同所 1 4 0 8 番 1 地先まで	前	4.6 ～ 6.4	18.0	旧道移管
				8.3 ～ 11.6		
			後	8.3 ～ 11.6	16.9	

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 3 月 6 日

熊本県告示第 1 7 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	2 6 6 号	宇城市不知火町永尾字本迫 4 番地先から 同町長崎字歳の神 1 1 0 9 番 4 地先まで	前	9.1 ～ 34.4	1,286.0	交安統合及び一部を海岸管理者に移管
			後	10.1 ～ 46.9		

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 3 月 6 日

熊本県告示第 1 7 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考

一般県道	相良人吉線	球磨郡相良村大字四浦西字舟渡 783番2地先から 同村大字四浦西字白鳥 1010番1地先まで	303.0	単道改
------	-------	---	-------	-----

2 供用を開始する期日 平成21年3月6日

熊本県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月6日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	鹿本松尾線	山鹿市菊鹿町木野字屋敷 2738番地先から 同所 2700番地先まで	28.0	緊道整 B交安

2 供用を開始する期日 平成21年3月6日

熊本県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月6日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	大野下停車場西照寺線	玉名市岱明町古閑 325番1地先から 同所 437番2地先まで	353.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成21年3月6日

熊本県告示第180号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成21年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字神瀬甲字宇土ノ迫1151番1、字木屋角1138番3（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字木屋角1138番3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第104号

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成21年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 委託する業務の概要

(1) 業務名

平成21年度県民キャリア形成支援事業業務（以下「業務」という。）

(2) 業務内容

ア くまもと県民交流館しごと相談・支援センター（以下「センター」という。）内及びその他地域における求職者への就職支援を目的とした個別キャリアカウンセリング及びその他相談業務の実施

(ア) センター内

月7回程度 1日5時間

(イ) その他

県内1か所（予定）1日5時間

イ 上記アの相談業務利用者への追跡調査の実施

ウ センター職員への研修及び助言

2回程度 1回2時間

エ その他センター業務に資する企画

なお、詳細については、別途配布する「県民キャリア形成支援事業企画コンペ参加要領」及び「県民キャリア形成支援事業委託仕様書」による。

(3) 委託期間

平成21年4月1日から平成22年3月30日まで

2 企画コンペ参加希望者の要件

企画コンペに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) 団体の要件

ア 法人格の有無は問わないが、団体としての活動実績が1年以上あること。

イ その活動の内容を報告書として提出できること。

ウ 業務についての守秘義務を遵守できること。

エ 次のいずれの事項にも該当しないこと。

(ア) 宗教や政治活動を主たる目的とした団体

(イ) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体

(ウ) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体

オ その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること

(2) 人員に関する要件

キャリアカウンセリング等を行う者（以下「カウンセラー」という。）が、5人以上在籍すること。カウンセラーは全てアの要件を満たすこと。また、少なくとも3人以上のカウンセラーはアの要件に加えてイの要件も満たすこと。

ア カウンセラーは、厚生労働省キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）の対象となるキャリア・コンサルタント能力評価試験等に合格した者であること。

イ センター及びその他公的機関において、キャリアカウンセリングの経験が年間30ケース（人）以上あること。

3 企画コンペ参加要領等の配布について

(1) 配布期間

平成21年3月6日（金）から3月12日（木）までの午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

熊本市手取本町8-9 テトリアくまもとビル9階

くまもと県民交流館しごと相談・支援センター

電話番号 096-355-4309

4 受託者の選定方法

応募書と企画コンペ（プレゼンテーション）により選定する。

5 応募書類の提出

平成21年3月17日（火）午後5時までに所定の様式により応募書類をセンターに提出するものとする。

6 企画コンペ（プレゼンテーション）の実施

(1) 日時

平成21年3月23日（月）午後1時30分から午後5時までの間の30分間程度（応募者数によって変更の可能性あり）

(2) 場所

熊本市手取本町8-9 テトリアくまもとビル10階

熊本県くまもと県民交流館 会議室7

詳細については、別途配布する「県民キャリア形成支援事業企画コンペ参加要領」

- による。
- 7 問い合わせ先
 熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階
 くまもと県民交流館しごと相談・支援センター
 電話番号 096-355-4309

熊本県公告第 105 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
 平成 21 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 玉名市北牟田字居屋敷 32 番 1、同 32 番 2 及び同 32 番 3
 8, 812.26 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 玉名市六田 7 番 1
 玉名農業協同組合

熊本県公告第 106 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、上天草市、阿蘇郡高森町、球磨郡水上村及び球磨郡山江村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。
 平成 21 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
上天草市	平成 19 年度から 平成 20 年度まで	大矢野町維和の一部	地籍図 ・地籍簿	平成 21 年 2 月 25 日
球磨郡高森町	平成 19 年度から 平成 20 年度まで	大字野尻・中の各一部		
球磨郡水上村	平成 19 年度から 平成 20 年度まで	大字湯山の一部		
球磨郡山江村	平成 19 年度から 平成 20 年度まで	大字山田の一部		

熊本県公告第 107 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
 平成 21 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 荒尾市一部字鴻巣 2057 番 68 の一部及び同 2057 番 69 の一部
 1, 145.19 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 大牟田市原山町 11 番地 1
 國崎 威宣

熊本県公告第 108 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。
 平成 21 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ホームワイド御船店・ダイソー御船店
 上益城郡御船町辺田見字中道 201 番 1 ほか
- 2 変更した事項
 (1) 大規模小売店舗の名称
 変更前 ホームワイド御船店
 変更後 ホームワイド御船店・ダイソー御船店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
変更後 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
株式会社ノブタカ 代表取締役 猪上正孝
奈良県奈良市学園大和町五丁目114番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
変更前

Table with 3 columns: 名称, 代表者, 住所. Row 1: イオン九州株式会社, 代表取締役 岡澤正章, 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号. Row 2: その他未定.

変更後

Table with 3 columns: 名称, 代表者, 住所. Row 1: イオン九州株式会社, 代表取締役 岡澤正章, 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号. Row 2: 株式会社大創産業, 代表取締役 矢野博丈, 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号.

3 変更の年月日

平成 2 1 年 5 月 1 日

4 変更する理由

未定テナントの決定による建物設置者及び小売業者の変更のため

5 届出年月日

平成 2 1 年 2 月 2 0 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課

(2) 縦覧期間

平成 2 1 年 3 月 6 日から平成 2 1 年 7 月 6 日まで

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 1 2 号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。
平成 2 1 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程
熊本県公職選挙執行規程（平成 1 2 年選挙管理委員会告示第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 4 条中「供給する者（」の次に「次の 2 条」を加え、「第 7 6 条」を削る。
第 7 5 条第 1 項中「ポスター作成証明書を」の下に「、使用又は作成の実績に基づき作成し」を加え、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 4 5 年運輸省令第 7 号）第 1 3 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。
第 7 6 条第 1 項中「燃料供給業者」を「当該証明書のほかに、燃料供給業者にあっては第 7 3 条第 2 項の確認書及び前条第 2 項に規定する書面の写し」に改め、「当該証明書のほかに」を削る。

別記第 9 7 号様式その 1 備考 2 中「「燃料供給量」」を「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」に改め、備考 2 の次に次のように加える。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、2 の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

別記 9 8 号様式その 1 中「3 確認申請金額 円」を「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 4 確認金額 円」に改め、同様式その 1 備考 3 を同様式その 1 備考 4 とし、同様式その 1 備考 2 の次に次のように加える。

3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
 別記 99 号様式その 1 中「3 確認金額 円」を「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 4 確認金額 円」に改め、同様式その 1 備考 2 に後段として次のように加える。

なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

別記第 100 号様式その 1 中「使用する」を「使用した」に改め、同様式その 1 備考 1 中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式その 2 中「使用する」を「使用した」に、

燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日	リットル	円	
年 月 日	リットル	円	

を

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	

に

改め、同様式その 2 備考 1 中「証明書は」の次に、「、使用の実績に基づいて」を、「作成し」の次に「、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて」を加え、同様式その 2 備考 4 を同様式その 2 備考 6 とし、同様式その 2 備考 3 を同様式その 2 備考 5 とし、同様式その 2 備考 2 中「証明書」の次に「及び給油伝票の写し」を加え、同様式その 2 備考 2 を同様式その 2 備考 4 とし、同様式その 2 備考 1 の次に次のように加える。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄には、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別記 100 号様式その 3 中「使用する」を「使用した」に改め、同様式その 3 備考 1 中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式その 3 備考 2 から 6 までを同様式その 3 備考 3 から 7 までとし、同様式その 3 備考 1 の次に次のように加える。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

別記第 100 号の 2 様式中「作成する」を「作成した」に改め、同様式備考 1 中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

別記 101 号様式中「作成する」を「作成した」に改め、同様式備考 1 中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

別記 102 号様式その 1 中「5 銀行名、口座名及び口座番号」を「5 金融機関名、口座名及び口座番号」を

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

に

改め、同様式その 1 備考 1 中「自動車燃料代確認書」の次に「及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し」を加え、同様式その 1 備考 2 の次に次のように加える。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別記第 102 号様式その 1 別紙その 2 (2) を次のように改める。
 (2) 燃料代

販売年月日	燃料供給を受けた 選挙運動用自動車 の自動車登録番号	販売金額(イ)	基準限度 額(ロ)	請求金額	備考
何年何月何日		円			
何年何月何日		円			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別記第 1 0 2 号様式その 2 の規定中「5 銀行名、口座名及び口座番号」を
「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

に

改める。

別記第 1 0 2 号様式その 3 の規定中 3 及び 4 をそれぞれ 4 及び 5 とし、「5 銀行名、口座名及び口座番号」を
「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

に

改め、同規定中 2 の次に次のように加える。

3 年 月 日執行何選挙(何選挙区)

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

熊本県教育委員会告示第 2 号

熊本県文化財保護条例(昭和 5 1 年熊本県条例第 4 8 号)第 3 6 条第 2 項の規定により、次の熊本県指定名勝の指定を平成 2 1 年 2 月 1 2 日付けで解除したので、同条例第 3 6 条第 3 項で準用する同条例第 5 条第 7 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 6 日

熊本県教育委員会委員長 中 原 盛 敏

種別	文化財の名称	所在地	所有者
名勝	水島	熊本県八代市植柳下町字水島 5 0 番	八代市